

## 一 般 質 問 通 告 書

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

2019年 5月31日

東村山市議会議長 宛

議席番号 5番

質 問 者 朝 木 直 子

### 記

#### 1. 当市老人クラブに関する諸問題について伺う

(1) 多摩湖寿会の不正会計問題は、元会計が私や多摩湖寿会会長が、「横領」と指摘したことに対し、私や多摩湖寿会会長に損害賠償を請求し提訴した裁判で、裁判所は、この元会計の行った数々の不正会計は「横領」と言われる根拠がある(真実性)、つまり「この元会計は老人クラブ会計から横領した」と報道すること、及び発言することに違法性はないことを認め、東京高裁は地裁に続き、4月24日、元会計の数多くの損害賠償請求について全て棄却の判決をした。この判決が今月14日に確定したことをうけ、以下伺う。

- ① 元会計はこの裁判を口実にして、市所管の呼び出しに応じなかったが、理由がなくなった。所管には裁判が終わった旨伝えてあるが、その後の対応はどうしているか。
- ② 「係争中」という理由で呼び出しに応じなかった元会計だが、今後、所管はしっかりと調査することはできるか。
- ③ 現時点の調査で、多摩湖寿会からの指摘等により、不当支出額はいくらになるか。
- ④ 公金が不当に支出されたままになっているこの問題は直ちに解決すべきだが、認識を伺う。

(2) 老人クラブの補助のあり方について、定額 120,000 円+会員数×2000 円という補助制度について伺う。

- ① まず、補助対象となる老人クラブの要件を伺う。
- ② 会員数の公正性をどう確認しているか。
- ③ 補助のあり方について、所管の考えを伺う。

(3) 以上について総括的に伺う。

## 2. 生活保護受給者の金銭管理支援事業について伺う

(1) これまでにも伺ったが、改めて以下、伺う。

- ① 事業が開始されるまでの議論
- ② 開始年度からの委託費の推移
- ③ 開始年度からの対象者の内訳人数  
(アルコール依存症、浪費、ギャンブル依存症、長期入院や長期施設入所中等)
- ④ 対象者を選定するまでの経過はどのようになっているのか伺う
- ⑤ 金銭管理することについての同意はどのようになっているか
- ⑥ 本委託業務が開始される以前の状況を伺う

(2) 生活困窮者事業を事業者に委託することについて

- ① 本委託業務が開始される以前の状況を伺う
- ② 生活困窮者事業を事業者に委託する事についてのデメリットをどのように考えるか。
- ③ 自治体の担うべき「生活困窮者福祉」のあり方について、市長に伺う。

(3) 以上について、総括的に伺う。

## 3. 庁内自動販売機設置の適正化について

(1) これまでの自動販売機設置および使用料免除までの流れを伺う。

(2) これまでに指摘されている以下の課題についての検討進捗状況および見解を伺う。

- ① 設置者の公平な選定について
- ② 設置対象者の要件基準
- ③ 庁舎使用料免除の要件
- ④ 行政財産使用料条例給5条第1項第5号で市長が認める事由の範囲

(3) 自動販売機以外で行政財産の使用料免除となっている事案について、場所と免除対象団体、免除理由を伺う。

(4) 以上について総括的に伺う。

以 上